

○総務省告示第五百二十一号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の三第四項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第四百七号（工事設計書の記載の一部を省略することができる技術基準適合証明設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

本文中「、第二十号から第二十一号まで」を「、第二十号の二、第二十一号」に、「及び第五十六号」を「、第五十六号及び第六十三号」に改める。